

第334回（第22期第7回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和5年3月14日（火） 14：10～16：10

於：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合 JF しまね西郷支所 3F 会議室

1 出席委員（敬称略）

大西 寿春（2番） 吉田 篤司（3番） 池田 速人（5番）
升谷 健（6番） 小谷 茂雄（7番） 林 千枝子（8番）
亀谷 潔（9番）

2 欠席委員（敬称略）

牧野 一（1番） 前田 芳樹（4番）

3 議題

- （1）島根県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
- （2）令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - ①するめいか
 - ②くろまぐろ（小型魚・大型魚）
- （3）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - ①令和4管理年度 まあじ
 - ②令和4管理年度 まいわし対馬暖流系群
 - ③令和4管理年度 さば類
 - ④令和4管理年度 くろまぐろ（小型魚）
- （4）陸上養殖業の届出制について（報告）
- （5）知事許可漁業の制限措置等及び許可の申請期間を定めることについて（諮問）
- （6）隠岐海区漁業調整委員会指示について（協議）
 - ①沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の操業
- （7）全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について（報告）
- （8）隠岐海区における資源管理の状況等の報告について（報告）
- （9）その他

4 挨拶

事務局長（栗田） 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）
会長（議長 亀谷委員） 挨拶（省略）
水産部長（為石） 挨拶（省略）

5 議事

議長（9番：亀谷委員）による議事録署名者の指名
議事録署名者：6番 升谷委員、7番 小谷委員

（1）島根県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

議事1は諮問です。事務局より説明をお願いします。

県庁水産課（佐々木）

～資料1により以下の内容について説明～

- 調整規則一部改正により、①「ひき縄釣漁業」の自由漁業化、②特定水産動植物（あわび、なまこ）の採捕禁止規定の整理、③規定（第36条関係）の見直しを行う。
- ①について漁業調整上の必要性が無くなっていること、許可漁業であるがために新規許可発給までにかかなりの期間を要するなど不利益を被る漁業者が出ていることを理由に従来の許可制から自由漁業に戻す。
- ②は、これまで調整規則により期間を定めてあわび、なまこの採捕を禁止していたが、改正漁業法の施行により、漁業者以外によるあわび及びなまこの採捕が周年禁止となった。
- これに伴い、令和5年9月1日に予定されている漁業権の一斉切替にあわせて漁業権の免許内容や許可の制限措置等により規制する形に改める。
- ただし、中海及び境水道におけるなまこ採捕については鳥取県との調整が必要であるため、従来通り調整規則により制限する。
- ③については、高津川支流匹見川の禁止区域に関する記述が不明瞭であったため、文言を改める。

議長（9番：亀谷委員）

それでは諮問のあった内容について何かご意見、ご質問ありますか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは本委員会として異議がないということで答申します。

(2) 令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

議題2は諮問です。事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（佐々木）

～資料2により以下の内容について説明～

① するめいか

- 令和5管理年度国全体でのTACは79,200トンで昨年度から変動なし。
- 過去3ヵ年（H31～R3）の漁獲実績の比例に基づき、配分を決定。
- 島根県は現行水準となるが、目安数量としては、547トン。

② くろまぐろ

小型魚

- 島根県の配分は89.3トン→91.8トンの2.5トン増となった。
- 内訳は以下のとおり。
 - ・沿岸くろまぐろ漁業：61.0トンで前年度から変動なし。うち隠岐は23.7トンで同じく変動なし。
 - ・定置漁業：24.6トン→27.0トンの2.4トン増。うち隠岐は4.8トン→5.2トンの0.4トン増。
 - ・その他漁業：0.9トンで前年度から変動なし。
 - ・留保枠：2.8トン→2.9トンの0.1トンの増。

大型魚

- 島根県の配分は25.5トンで前年度から変動なし。
- 内訳は以下のとおりでいずれも昨年度から変動なし。
 - ・定置漁業：24.2トン。うち隠岐は4.7トン。
 - ・留保枠：1.3トン。

議長（9番：亀谷委員）

説明のあった内容について委員の皆様ご意見はありますか。

3番：吉田委員

ちょっと最初質問いいですか。今年はスルメイカのほうの調子はどうですか。

県庁水産課（佐々木）

スルメイカですね、5ページ目を見ていただければ、令和4年の漁獲実績を載せてございますが、最近ばらばらと揚がってはいますが、あまり芳しくない状態が続いております。最後のほうに水試がまとめた直近の資源動向を載せています。水試がまとめたデータによりますと、やっぱり近年、右肩下がりでございます、イカ全体が不漁という形になっております。原因のほうは、国の研究機関等も調べてはおりますが、生産率が悪いとかいろんな見解はございますが、その原因の特定には至ってないという現状でございます。

3番：吉田委員

それで、私が思うには、だいたいヨコワが増えて、スルメイカの小さいのを食う、ものすごく食っちゃうと思う。そげなんで、10月か11月、産卵生まれかいな。

県庁水産課（佐々木）

発生系群がそうですね。

3番：吉田委員

シナ海のほうから隠岐の島にかけても。

県庁水産課（佐々木）

そうですね。

3番：吉田委員

私は去年の11月にも、この前にもヨコワの操業したのも、ものすごいスルメイカが揚がって、この1cm弱ぐらいのやつ、そげなんもあらへんだらあかと思って春にも捕れる。春ほど大きいならへんかね、少し、バライカというのはこのぐらいですよ。

県庁水産課（佐々木）

はい。

3番：吉田委員

よく捕れた。10年も前ぐらいにはもう3月から採れるようになるけんね、3月水準が。それをもう今では全く捕れん。3月なんてこの近年捕れたことがない、3月、4月。まあ4月は昔は最盛期だったけんね。この近年全くもう捕れんで、このヨコワが大体増えた影響もあらへんかいねと思うけど、そこらはへんはどうですか。

県庁水産課（佐々木）

そうですね、そういった話も水研の資源評価の会議の中で漁業者さん等が、スルメイカに限らずカタクチであったりそういったものも大型の魚に食われたりしてるんじゃないのかなという意見もございますが、なかなか水研のその、要は捕食の関係とか、そこまで解析ができていない状態でございます。それからイカに関しては、日本だけじゃなくて中国、韓国、そういったところも利用してまして、その漁獲圧もなかなか不明確なところもありまして、今、県等も国に対しては外国船の漁獲圧とか、そういったところもちゃんと国際交渉しながら、皆様が納得できる資源評価と数量管理をしてほしいという要望は伝えています。吉田さんが言われる実際その捕食関係がどうなのかということまでは、原因はしっかり分かっていないのが現状です。

3番：吉田委員

ありがとうございます。

議長（9番：亀谷委員）

他にご意見等ありませんか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは本委員会として異議ない旨答申することとします。

(3) 知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題3は報告です。事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（佐々木）

～資料3により以下の内容について説明～

① 令和4管理年度 まあじ

- 関係県や関係漁業者間での合意が得られた数量であれば水産政策審議会への諮問を経ずに、国留保枠からTACを配分できる仕組みを構築。
- 関係者（水産庁・島根・山口・長崎・大分・宮崎・鹿児島・大中型まき網）で国の留保枠から追加配分を受ける数量を協議。
- 結果、令和4年11月29日に国留保枠19,200トンから9,100トンを放出。
- 島根県への配分は23,100トン→24,300トンの1,200トンの増。
- うち中型まき網漁業への配分は21,800トン→22,900トンの1,100トン増となった。

② 令和4管理年度 まいわし対馬暖流系群

- 漁場の形成状況に合わせて、枠に余裕のある富山県から不足する島根県に2,500トンを融通。
- 結果、令和4年12月5日（国数量変更日は12月1日）に島根県44,850トン→47,350トンの2,500トン増。
- うち中型まき網漁業への配分は44,300トン→46,800トンの2,500トン増となった。

③ 令和4管理年度 さば類

- 関係県や関係漁業者間での合意が得られた数量であれば水産政策審議会への諮問を経ずに、国留保枠からTACを配分できる仕組みを構築。
- 関係者（水産庁・島根・山口・長崎・鹿児島・大中型まき網）で国の留保枠から追加配分を受ける量を協議。
- 結果、令和4年12月16日に国留保枠24,800トンから15,500トンを放出。
- 島根県への配分は12,800トン→15,000トンの2,200トン増となった。

④ 令和4管理年度 くろまぐろ（小型魚）

- 令和5年1月に水産庁が枠の融通に係る要望調査を実施。
- 水産庁による仲介の結果、令和5年2月10日に小型魚0.9トンの融通が実現した。
- あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聞いて定めた方法どおり、融通の端緒となった知事管理区分（定置漁業）に33.1トン→34.0トンの0.9トン配分した。

議長（9番：亀谷委員）

報告のあった内容について、委員のみなさまのご意見、ご質問はありますでしょうか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとします。

(4) 陸上養殖業の届出制について (報告)

議長 (9番: 亀谷委員)

議題4は報告です。事務局より説明をお願いいたします。

沿岸漁業振興課 (木下)

～資料4により以下の内容について説明～

- 令和5年4月1日より「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、陸上養殖業が届出制となった。
- 対象となる陸上養殖業は、食用の水産物を、
 - ・海水や、淡水に塩分を加えた水等を使用して養殖しているもの。
 - ・閉鎖循環式で養殖しているもの。
 - ・餌や糞等を取り除かずに排水しているもの。
- 届出には「届出書」と「実績報告書」の提出が必要。

議長 (9番: 亀谷委員)

説明のあった内容について委員の皆様ご意見はありますか。

7番: 小谷委員

すみません。対象外となるものですが、種苗生産というのは卵から孵化させるまでだと思いますけど、この種苗で中間育成は、これは養殖に当たるのか。

沿岸漁業振興課 (木下)

最終的に、生産されます種苗生産にしても中間育成にしても、生産されたものは、例えば放流するかそういった場合は対象外で、食用として、養殖業として生産される場合は対象になるということです。

議長 (9番: 亀谷委員)

よろしいですか。

7番: 小谷委員

はい。

2番: 大西委員

実質ちょっと教えてもらいたいんですけど、質問というよりも。実際、今、島根県内でやられてるところは、テレビか何かで見た、ちらっと聞いたんですけど、浜田のほうでやるとかやらないとかいう話をちょっと耳にしたんですけど、実際、今、やってるところがありますか。

沿岸漁業振興課 (木下)

陸上養殖のことですか。

2番: 大西委員

うん。

沿岸漁業振興課 (木下)

浜田のほうは新聞なんかでもありましたけども、今後に向けて検討中というところで。あとは、出雲のほうに民間の企業さんで陸上養殖、カワハギだとかもやられてるところとかはあるんですけども、数としては極めて少なく、多分、実際に届出制に乗ってくるという意味では、片手で足りるぐらいの件数じゃないかなというところですね。

2番: 大西委員

今後は推進していこうという考えですか、県は。

沿岸漁業振興課 (木下)

何かこの陸上養殖に特化して今後は事業を立てていきますっていうところは今のところないんですけども、例えばそれが我々沿岸漁業を振興する立場としてすごく収益につながるよとかですね、そういった要素が今後出てくれば、1つの手法としては可能性はゼロではないのかなと思いますけど、なかなかやっぱりコスト面であるとか、育てたはいいけど全部へい死してパーになったというリスクとか、いろいろ難しいところはまだまだあるのかなと思いますので、現状すぐ、じゃあ頑張りましょうっていう

立場ではないのかなと考えています。

2番：大西委員

はい。

議長（9番：亀谷委員）

他にございませんか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとします。

(5) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の申請期間を定めることについて（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

議題5は諮問です。事務局より説明をお願いいたします。

農林水産局（佐藤）

～資料5により以下の内容について説明～

- 新規に許可する場合、漁業調整規則第11条第1項及び第3項により、制限措置の内容と申請期間を定め、海区に諮り、公示により申請を受け付けている。
- 今回、新規許可の公示を行う漁業種類は①手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）、②たこかご漁業、③底建網漁業。
- 許可する隻数は①②が各1隻、③が2隻。
- 規則において、申請期間は1か月以上と定められているが、操業の時期を逸し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼす場合はその限りでない。
- そのため、③の漁業種類については申請期間を令和5年3月15日から令和5年3月28日と設定したい。

議長（9番：亀谷委員）

説明のあった内容について委員の皆様ご意見はありますか。

水産部長（為石）

漁業種類自体が、これまでもあったもので新たな許可を出すよりも、必ずこういうふうにはやらなきゃいけない決まりになっちゃいましたので、新規にやるということにはなりませんので。

5番：池田委員

単なる質問なんですけど、例えばたこかご漁業で相当数が5トン以上とかありますよね、かご数とかそういったもので5トン未満でやるとどうなんですか。

農林水産局（佐藤）

これは。

5番：池田委員

普通の。

農林水産局（佐藤）

自由。

5番：池田委員

自由漁業。

農林水産局（佐藤）

共同漁業権にタコは設定されておりますので、共同漁業権設定範囲におきましては共同漁業権の行使できる方のみ。

5番：池田委員

もちろんですけども。はい、分かりました。

議長（9番：亀谷委員）

他にございませんか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは本委員会として異議ない旨答申することとします。

（6）隠岐海区漁業調整委員会指示について（協議）

議長（9番：亀谷委員）

議題6は協議事項です。事務局より説明をお願いいたします。

農林水産局（佐藤）

～資料6により以下の内容について説明～

- これまで島根県沖合海面において、LED集魚灯を使用する際の灯数制限にかかる明確な基準は定めていなかった。
- しかし、LED集魚灯が広く一般に流通するようになり、今後いか釣り漁業でLED集魚灯が使用される事例が想定される。
- そこで漁場秩序を維持し、トラブルの発生を未然に防ぐため、島根県農林水産部水産課が令和4年6月28日付け水第297号で、LED集魚灯の取扱を定めた。
- 今回それに準じる内容で、隠岐海区漁業調整委員会指示の取扱方針・取扱要領におけるLED集魚灯の取扱を定めることとする。

議長（9番：亀谷委員）

説明のあった内容について委員の皆様ご意見はありますか。

今、隠岐海区では何隻くらいありますか。

農林水産局（佐藤）

隻数はですね。島内の船につきましては、基本的にいか釣りを誰がやってるのかなかなか判別がつかないので、全ての船を名簿として載せております。ですので、隠岐島内だけですと200強くらいかなという感じ。

LEDにつきましては、いろいろ話を聞いてるんですけども、具体的に付いてるというような、いわゆるプレジャーとか小さい船ではあると思うんですけども、大きい本漁師の方はやはりなかなかまだやってないということで、海士町のほうで。

議長（9番：亀谷委員）

基本的にね。

農林水産局（佐藤）

会長は御存じだと思いますけど試されてみて、あれ結局、本当のそのまま使用という形には。

議長（9番：亀谷委員）

ならなかったですね。

農林水産局（佐藤）

ということで、実際として取扱を定めるんですけども、生業とされてる方が使ってるというのは、なかなかまだないかなというように思うんですけども。

3番：吉田委員

大体、今の球に比べてどのぐらいの光力なのか。そこは分らんか。

農林水産局（佐藤）

一応、メーカー基準ですと。

3番：吉田委員

我々漁師の。

農林水産局（佐藤）

消費電力だとメタハラと同じくらいの明るさが出るっていう話なんですけども、LEDの特性で直進性が非常に強いので、同じ消費電力で同じ明るさがあっても非常に明るく見えちゃうっていうのが特性のようです。

3番：吉田委員

まあいろいろ、LEDつけても欠点があるわけですね。この板でしょ。

農林水産局（佐藤）

ですね。

3番：吉田委員

明かりが強いとか、結局。

農林水産局（佐藤）

なかなかいろいろあるようで、難しいようではあるんですけど、技術進歩は非常に進んでいますんで、今後は可能性があるのかなということで、取り決めを作っとけば、どういう考えって整備できてますのでトラブルが未然に防げるかなと。

議長（9番：亀谷委員）

未然にこういう規則を用意しとくということですね。

農林水産局（佐藤）

ええ。

水産部長（為石）

実態としては今、県内、隠岐では、LEDが試験はされたけど定着しなかったというのはあるんですけど、長崎とか他の県でもやっぱり試験的なことをして、実際に島根沖に来るといふ船が普通の電気とLEDを併用してる場合もあったりして、今までは島根沖でLEDを使わないという誓約書に出させたりもしてたんですよ。国に統一の基準を求めてたんですけど、なかなか国も動かなくて、各県が一部こうやって換算式を決めて自主的にやってるといふのがぼつぼつ見えてきてますので、島根県も県外から結構来てますのでそれに対してこうしてきたと。今、昔はパネル型の多かったんですけど、ソケット型の分も出てきてますんで、普通そういうのは、こう直進性を曲面なレンズをつけてなるべく広げるみたいなのもちょっとあったりするんですけど、まだ漁業用のものは高いみたいでなかなか集魚灯としてはならないようなんですが、準備をしていくという形であり、少しずつ出てるみたいです。

2番：大西委員

海士で実験的にやられたときのデメリットは何でしょうか、やっぱり。

議長（9番：亀谷委員）

結局、直進と、それからほかの、何ていうかな、白熱光でやってきたら、やっぱりそれだけの光力が拡散しないということで、結局は集魚の光としては負けるっていうかな、そういうとこだったら、皆さん全部LEDになればそれなりの光力はあるかもしれませんが、白熱灯には全部負けてしまうっていう状況でしたね。

3番：吉田委員

やっぱりこの船の沖を照さんと。

議長（9番：亀谷委員）

そういうことです。

5番：池田委員

影も必要だし。

議長（9番：亀谷委員）

だけど、みんながやれば省エネに、油代が高いときだけね、油のそういうところが減るわけですか

ら本当はいいんだけど、ここに実績とかについても効果があがらんとね。

水産部長（為石）

そういう意味では今津のほうで以前、十何年前には白いか用で小さな船で発電機をたかなくても済むのも、もうバッテリーレベルですのような電気だけをつけていけば経費が全くかからなくて、かつ、白いかの手釣りだけっていうのであれば、恐らくペイするよって、当時人もおられたので、ちょっと今、白いかは悪いんであれなんですけど、白いかが沿岸に寄ってきたときの沿岸漁師の手釣りとか分であれば、簡単なバッテリー1個積んで3つ、4つぐらいつけてっていう形での可能性はまだあるのかなっていうのは。

議長（9番：亀谷委員）

家に持って帰ってバッテリーをつけて、充電しとけば。

5番：池田委員

今、言おうと思ったんですけども、去年も白いかはよかったです、LEDで。浅い40mぐらいのところ
で、もうそこまで来る。

水産部長（為石）

よかったですね。

5番：池田委員

よかった。私は使ってないですが。

水産部長（為石）

あ、他の人がやって。

最近使っておられる人がおられますか。

2番：大西委員

中村でもいっぱいいるんじゃない。

5番：池田委員

プレジャーなんかも、どんどんもう。

2番：大西委員

そうそう、そうそう。プレジャーなんかほとんどあれつけてる人が。あれだけ、あれのみを。

議長（9番：亀谷委員）

発電機なしでやってるもんね。

農林水産局（佐藤）

発電機がやはりないっていうのは非常にプレジャーとかの人にはいいので。

5番：池田委員

燃料食わないからね。だから、今後は出てくるかしらん。

議長（9番：亀谷委員）

かもしれないということで。

水産部長（為石）

いいあれだと思うんですけどね。油食わんから。

議長（9番：亀谷委員）

そうです。そうです。

5番：池田委員

このような部分は大型っちゅうかね。

議長（9番：亀谷委員）

以上よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の協議事項を了解することとします。

(7) 全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題7は報告です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長（栗田）

～資料7により以下の内容について説明～

- 全国海区漁業調整委員会連合会（全漁調連）による令和4年度要望活動結果について報告。
- 島根県は島根県連合海区漁業調整委員会（島根海区+隠岐海区）として意見提出。
- 要望事項は資料7のとおり。

議長（9番：亀谷委員）

説明のあった内容について委員の皆様ご意見はありますか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとします。

(8) 隠岐海区における資源管理の状況等の報告について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題8は報告です。事務局より説明をお願いいたします。

農林水産局（佐藤）

～資料8により以下の内容について説明～

- 漁業法第90条第1項及び施行規則第28条に基づき、資源管理の状況等に関する報告をする。
- 定置漁業権は、(株)吉田水産、飯古建設(有)、浦郷水産(株)に免許。
- 区画漁業権は、漁業協同組合 JF しまね（西郷支所・浦郷支所）、海士町漁業協同組合に免許。
- 第一種共同漁業権は、漁業協同組合 JF しまね（西郷支所・浦郷支所）、海士町漁業協同組合、隠岐島漁業協同組合連合会（共第55号竹島）に免許。
- 第二種共同漁業権は、漁業協同組合 JF しまね（西郷支所・浦郷支所）、海士町漁業協同組合に免許。

議長（9番：亀谷委員）

説明のあった内容について委員の皆様ご意見はありますか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとします。

(9) その他

議長（9番：亀谷委員）

その他に事務局の方で何かありますか。

事務局長（栗田）

資料の準備はしていませんけども、前回会議で少し御紹介させていただきましたもの、長府委員の辞職に伴います補欠委員の候補者の件ですけども、3月議会がありまして、議会同意が得られまして3月3日付けで交付されていますけども、後任の委員さんは平木操さん、漁業または漁業従事者と

いうことで、この4月から議会の新たな委員として活躍していただきたいと思いますので、ここで報告させていただきます。

議長（9番：亀谷委員）

全体を通して皆様からご意見等ありますでしょうか。

5番：池田委員

ちょっとよろしいですか。

議長（9番：亀谷委員）

はい、どうぞ。

5番：池田委員

ちょっと確認やら分からないところです。そもそも隠岐海区というのはどの水域を指すんですか。

水産部長（為石）

水域としてましては、そもそも隠岐海区と島根海区ということは、国の漁業法によって国が指定した場合に海区を1県であっても2つに分けるということで、隠岐については隠岐海区を設定しますという規定になりました。海区の中でどこが海域かという、明確に隠岐海区っていうのはないんですけど、ちょっと今、記憶の限りで、私の。ただし、よく隠岐の海峡が、ごめんなさい、ないというのは、明文化して、ここはこれ以上隠岐海区ですっていう明示したものはないかもしれませんが、通常は、小底のラインですとか、これからいろいろ物事を考える上のラインとして通常用いてるラインが、北緯30、今ぽんと出てこないな。35度40分だか忘れちゃったけど。旧日本測地系でいえば北緯35度50分という線がちょうど隠岐の本土の半島と、隠岐の諸島の真ん中ぐらいからちょっと北かもしれないですけど、そのラインが昔から、先ほど許可があったようなときなんか、小型底びきなんかの許可なんかもそうですけど、あまだい刺しも、そのラインより北について隠岐の管轄で許可を出す。そのラインより南のほうは本土側の管轄でそういった同じ漁業でも許可を出すというところで、制限条件で、例えばあまだいの漕ぎ刺しなどは、区域は今は35度50分11秒、世界測地系、今はちょっとずれましたので、それより以北で操業しなさいっていう許可を出しておりますんで、県は。県としては明確に海区の海域がここだとは、定義まではちょっと見た覚えがないんですが、慣例的にそこを。

5番：池田委員

いや、不勉強でね。そもそもこの海区でね、この例えば島の周辺ちゅうか。我々はどこの漁業調整委員かね。その根拠がね、そういうのをちょっと聞いたんですよ。というのは、こないだ農林水産、2月定例県議会でありましたね、水産課の予算なんかを、もうオープンになってますんで、可決される。日本海西部地区のフロンティア漁場整備事業ちゅうのはあってですね。籠、カニですよ、カニ。

水産部長（為石）

ズワイ。

5番：池田委員

ズワイガニ。

水産部長（為石）

フロンティアは。

5番：池田委員

それで、その外側に、例えば小底を中心にですよ、人工魚礁を打っているですね。そうです、それは政令海域なんです。

水産部長（為石）

12マイル以遠に。

5番：池田委員

そう、12マイルよりね。

水産部長（為石）

沖ですよ。

5番：池田委員

沖ですよ。だから、12マイルっていうのは領海なのかな。そしてその外は政令なのかな。そして我々は、その政令については、直接とはどうなのかなっていうその関わりが。

水産部長（為石）

政令で定めたフロンティアは、考え方としては、12マイル以内の領海については、これは水産庁の規定の考え方ですけど、それより内側は基本的に各県地先ということで、魚礁整備などは各県が領海内の12マイル以内にとすると。

5番：池田委員

なるほど、その接続水域については、それは外側。

水産部長（為石）

そうです。その外側を。

5番：池田委員

接続水域については。

水産部長（為石）

直轄事業という。

5番：池田委員

直轄事業。水産庁なんかが。

水産部長（為石）

そう、国が直接事業を行うという意味合いで、これは平成の18年頃から始まりまして、その第1号がこの周りのズワイ、アカガレイの保護礁ってのがあって、そのときに政令という形で区域を12マイルの外からこう、かくっかくっとした隠岐の周辺から向こうのほうまで、西は山口のほうまでっていうのを定めて、その漁場計画っていうのを国が直轄でやってるといふ。

5番：池田委員

直轄だといえども、これについても島根県の負担はありますよね。

水産部長（為石）

当然、島根で。ズワイ、アカガレイいえば島根、鳥取等。

5番：池田委員

予算あれしてましたからね、これ。毎年度毎年度これやってるわけですね。そこに隠岐の関係でいうと、これは籠漁ですよ。

水産部長（為石）

カニ籠ですか。

5番：池田委員

籠ですね、うん。それで結局、ところが最近この十何年ここに、言ったら頻繁に底びき、小底は通るもんだから。

水産部長（為石）

見えている。

5番：池田委員

当然、周辺で見ますよね。それで、その辺のところと、実際に、私はカニ籠っちゅうのは、籠漁っちゅうのはすごく資源保護の観点からもいいもんだと思います。ゴーストフィッシングにならない。ゴーストフィッシングになるということは、これは何らかの、例えば底びきなら底びきがひっかけたとか、こういうトラブルですよ。以前はもっと、ベニズワイについては、私はもう学校時代にベニズワイ捕ったんで、そしたらもう籠ないんですよ、行ったら。そういうの頻繁にありました。それで、何でかなっちゅうのは、おるんですよ、他国の船が。多分、そういう彼らは揚げられるところ

を、学校のやつは装備がでかいですからなかなか揚げられないんですよ。それで揚げられるとこまで揚げて、すんと切るんですよ、ローブないですから。そういうのがいっぱいあって、それで学校のほうも実習としてはもうやめようじゃないかということで、白島沖3時間半、4時間、800から1,000mになりますから。それでやりよったんですけども、それで、今はそういった魚礁をやる、魚礁も経験ですから、例えば底びき網だってね、今はすごく漁獲強度っちゅうのは、例えば引つかからないようにもう底びき船っちゅうのは、魚礁から魚礁の外れ0.4マイル以内はやりませんよというふうな、これは底びき網が言ってんだけど、0.4マイル以内はやれないんですよ。やれないんです、引つかかっちゃうから。だけど0.4マイルはやりませんよ、で魚礁を入れて下さい。魚礁は塊ですから、1km、2kmの塊ですから、ですから、そうして打つこと自体は、本当は資源保護のためなら全部ばらばらにうちゃえばね、それ引けないわけですから。

水産部長（為石）

まあまあ。さすがに。

5番：池田委員

そういうことでしょ。

水産部長（為石）

引けなくなりますよね。

5番：池田委員

そういうあれで、もう。すごく漁船の大型化みたいにして隠岐の周辺が漁場になってるんですよ。昔は手繰り、手繰りっちゅうか、そういう底びきだった、それこそ帆掛け船でやとったのが、それはもうどんどんどんどん無動力船から動力船になって、無動力船が動力船になってこうやってね。貝殻節っちゅうのもそうですよ、民謡の、あれは帆かけ船ですよ。底びきですよ。それが沿岸から沖合のところへ来た。これは隠岐の周辺でこうやってる。それで、こういうふうにしていって、多勢に無勢じゃないけども、隠岐にもすごくいい漁獲方法があるわけですよ。隠岐の船団、今、7船団、8船団か、島前にもありますよね、島前っちゅうのあれの。

水産部長（為石）

今7つですね。

5番：池田委員

今は実際に。

水産部長（為石）

島前の所属はなくなって、大型船という形で。

5番：池田委員

こっちはうちらだけですね、もう。それで、そういうのがどんどんそうして、そういうところでいいんだけど、要はそうすると漁場を狭めていくから、今度はここしかないとか。それで、引けないところを、例えば底びきについても引けないところを禁漁区にして、海図に載せてみると分かるんですよ、ここは底びき引けないよねっていう魚礁があって。そこらを保護区で我々はやっていますよ。それで、いいところはこれを打たないで隠岐のかにかごはここはやっちゃ駄目だとか、そういうふうなことを、やっぱり隠岐のそういうふうな歴史的ないい漁獲方法があるわけだから、やっぱり県としてもそれを守るといふか、漁業を。

水産部長（為石）

いや、もう。

5番：池田委員

うん。そうしないともう多勢に無勢でどんどん底びきっちゅうのは勝手なことってききますんで、他県はですね。

水産部長（為石）

なので、それはまさに言われたのはフロンティア魚礁というのは、隠岐の北や西や東のほうの200か

ら500m、もうちょっと浅いところもありますけど、の周り、それから山口の沖から兵庫の沖までを国が魚礁を入れてアカガレイやズワイをまず増やすための増殖礁という、トータルで、その中で増えてもらうためのコンクリート礁だったり、コンクリートの5m角だったり、2キロ四方の中にこうバラバラ配置するっていうのを全体で30か所以上整備するようになってます。その中で、おっしゃられるように、カニ籠の漁場も当然入ってます。これについては、私が当初ここで担当してた平成18年から話が始まって、当然カニ籠もその魚礁の周りで操業することが条件だということを漁師の皆さんが水産庁の会議の場でもはっきりと伝えてるし、資料にも残ってます。なので、島根県としてももう当然それを後押しもするし、その事業でやってく中で、まさにうちが魚礁の周り今、使えてないという現状がありますので、それについては漁師さんと当然話しながら、かつ、それに向けて沖底との話合いの場を水産庁に設けさせたりとかいう形のバックアップは、もうここ5、6年前から魚礁利用という形では始めております。ただし、これが、今、公の場ではございますが、水産庁さん当初、我々の利用が条件だよって言ってたところに、沖底の亡くなられた吉岡会長が事後の漁業調整という形でもいいんじゃないかというのを、1年たったぐらいでみんなの前で提案されて、海区委員会指示で制限するとかいろいろ当時案があったんですけど、その中で当然利用できるのは当たり前と思いつながら漁師さんも含めて皆さんの総意で、じゃあ、魚礁ができたならこの利用について必要に応じて協議をして利用をしましょうっていう話になったんですね。ところが、いざ出来てみて、さあ、沖底さんは普段、獲って引いて逃げるからあれなんだけど、カニ籠は、皆さん御存じのとおり、タコ籠もそうですけど置きっぱにするもんで、置かれてしまうと沖底に邪魔になる。置けるのもすぐ、あれじゃないけどまあ分かります。なので、これまでもフロンティア以外の魚礁では沖底と話をし、この魚礁の周りにこういうやり方だったらいいよというのを話合いで決めた上で利用してたんですよ。だから、同じように利用しましょうっていう話を持ち出してるんですけど、さっき言ったように当事者同士でお話ししましょうという協定書があるんで、じゃあ当事者同士でやってくださいよというように今、流れになっていまして、そこに対して鋭意うちらは、県もですし、漁業者の当事者の方もそうですけど、利用方法こういう形でやって平等にやるべきではないかという主張をずっとしながら、かつ水産庁さんにもこれって、やっぱりどう見ても一方的ですよっていう話は、もうそれこそ私は悪者になるぐらい、この十何年言い続けてきておりますので、またこの。

5番：池田委員

いや、そのとおりです。

水産部長（為石）

今度もまたそういう話を水産庁がしに来るといっているので、漁業者に。一方的な話ではなくて、ぜひそこはというところで、所作というか、とにかくそのスタンスは県としても持ち続けるし、水産庁にも漁業者と共に話をしていますので、今後ともそういう意味では、特に私なんか最初からやってるので、危惧していることいっぱいありますので、漁師さんに怒られますんで、しっかりそこは個人的ではなくて、組織として県庁も含めて、それは対応するという方針は間違いないと思ってやっておりますので、さっき来ていた佐々木や資源グループの、かつてここにもいました伊藤とか、渡邊もそのテイで、今、やっておりますので、その辺はしっかり後押ししながら、籠は当然使えるし、資源管理的にも優しい漁業だよというところは主張しながらやっていくというところで、本当にそれはぶれずにやっついていこうと思っております。

議長（9番：亀谷委員）

ほかにございませんか。どうぞ。

2番：大西委員

前々回、私がお願いしたというか、JFしまね西郷支所運営委員会が、いわゆる漁業権の設定のやつですけど、その後はどうなってますか。アラメとトコブシと、みんな。

水産部長（為石）

前回の県庁より、ちょっと述べたつもりなんですけど、今回のものの中には結局入らず、アラメや

ニイナについては、ということで当時お諮りさせてもらってますんで、今回そこについては入らないということで、この後6月か5月かな、県報掲載をするという流れになってます。

議長（9番：亀谷委員）

それで載せないというね。

水産部長（為石）

今回アラメとニイナにつきましては載せないということで。

議長（9番：亀谷委員）

そういうことだったみたい。

2番：大西委員

毎年あれの要望をしたら、毎年変わるということ。

水産部長（為石）

共同漁業権の第1種に入ってますので、それに関しては10年後ということになりますね。あの時にも、ちょっと最近、記憶もあれなんですけど、要は漁業実態ですかね。いわゆるニイナでいくらというような形で重要度というところと、それから広く国民一般の人も込みっていうところの間での、資源として価値的な部分だったり、いろんな利用実態というところも踏まえて、という形で今後検討するというような形の話だったというふうに記憶してるんですが、そのときの海区のときには。

議長（9番：亀谷委員）

確かにそういう話だったような。

2番：大西委員

この前あれどうなったって聞かれたんです。だけん毎年の会でそうやって申し込まないいけないのかなど。

事務局長（栗田）

今、為石部長が言われたとおりの回答を前回させて頂いたところで。

議長（9番：亀谷委員）

だから改定できないということ。

5番：池田委員

改定そのものはできるんじゃないですか。

事務局長（栗田）

途中でですか。

5番：池田委員

うん。途中で。調整規則でしょ。

事務局長（栗田）

いやいや、調整規則ではなくて、共同漁業権。

5番：池田委員

漁業権漁業。

事務局長（栗田）

ええ。

5番：池田委員

に入れるということは、それじゃないと駄目。10年後じゃないと駄目。

水産部長（為石）

通常は10年ごとですね。途中で変えるというのは定置漁業権ですとか、区画漁業権の新設とかは、海区も同様に全ての段取りをもう一度繰り返して行う場合もございますが。

5番：池田委員

要するに種類でしょ。種類追加なんかできないだろうか。これって。

水産部長（為石）

ちょっと今、詳細な漁業法が手元にないですけども。

5番：池田委員

そここのところで。

水産部長（為石）

あるとしたら、いわゆる変更という手続き。その中で、変更というものは、変更しようが新規にしようが、これまでと同じような海区での流れから、パブリックコメントから諮問っていう流れは当然来るということなんです。そのときの経営の実態とかその辺を県としても聞き取り、今回、漁業権の利用実態とかも県も聞いたんですけど、こういったものの実績も、似たような話ですよ。利用状況がどうであるのかってということも踏まえながらの検討になるということでお答えさせていただいたと思いますので。

2番：大西委員

現実的な話、10年後っていったら大分、組合員やめてますよ。いや、その捕る人がね。

水産部長（為石）

なので、ちょっと難しいところは漁師さんが捕ってるから全てが排他的にできるかっていう点で、問題も対外的にありますので、そここの辺りの利用実態とかその辺を踏まえないと、以前、ニイナについては資源がかなり少なくなって、守らなければというような指摘もあったと記憶していますが、確かに資源保護という意味では漁業権というのものもあるとは思いますが、それだけではなくて、今日、委員会指示なんかも出ましたけど、ほかの地区ではアサリですとか、キジハタの資源保護などを委員会指示などで行ったり。これは漁業者ではなくて一般の方を対象とした法的な規制ということにもなりますので、そういった形でも資源的なものとかも考えようということもありまして、漁業権となりますと、御存じのとおり、排他的にとり非常に強い権利を与えるということになりますので、そこに対してはちょっと重ためというか、慎重にならざるを得ないかなというのが。今のこの部分は個人的ですけど、いう流れの中でやりますので、ちょっとそこが10年までってということもあって、5年後には区画がもう1回必ずやる算段もありますので。今、ここで必ず変更がその手順でいけるかというのは、多分大丈夫だとは思いますが、特に共同漁業権は国への照会などしながら。

議長（9番：亀谷委員）

いずれにしろ、ここで変更できないということで。

水産部長（為石）

そういったことで要望があったということと、現状はそういう形で今回は取らせて頂いたということで、要望が引き続きあったということは対応していますので、当然情報は上げながら。また情報聞かせて頂いて検討していきたいという話で。

2番：大西委員

12月、1月、2月に潜って、3個見ました、3個。

水産部長（為石）

ニイナを。

2番：大西委員

そう、久しぶりに見た。

水産部長（為石）

実は昨日ちょっと知夫のほうに行ったんですけど、知夫の方がたまたま歩いて、今年はニイナが知夫は見えるという話をされて。ただ、やっぱり2、3年前までは急激に見えなくなったということで、うちとしても研究機関のほうに前回も出したっていうのもありますけど、引き続き、ちょっと研究課題としても何とかならんかということのうちからも要望を出してまして。単純な要因ではないとは思いますが、ほかの県ではいたりもするんで。ちょっとその辺りは引き続き動向はチェックしていきたいなという風には思っております。

議長（9番：亀谷委員）

それでは、他に。

2番：大西委員

質問でもないですけど、この前テレビ見てたら、富山のほうではホタルイカ捕るのにホタルイカがちょっとしか捕れなくて、マイカが大漁したって言って、いるんじゃないですか。どっかにはマイカも。

水産部長（為石）

多分、偏りがあるんだと思います。それこそイカ釣りの健幸さんなんかは御存じだと思いますけど、水温ですとか餌の関係で漁場が成り立つ成り立たないっていうのはあって、多分、数が多いときには群れ自体が大きいので日本海の結構なところでも成り立つんだと思いますけど、去年なんかもお話しさせてもらったときは沿岸が暖かくて、海流ルートがいわゆる竹島のようなかなり沖合を通過して朝鮮半島からあっちのほうの寒いところを通過して、登り下りしてるってなると、ある程度いてもこの島根県の沿岸でなかなか捕れにくいっていう状況があって、富山のあれは、確かにホタルイカが1日で7匹とかで沖合にスルメイカがいて、それが捕食をしてるんじゃないかというように言われてましたけど、あれだけのホタルイカが果たしてスルメだけで捕食できるのかっていう、そういう意味では水温とか、上がってくる時期とか、多分いろいろ複合的にあれは絡んであんだだけの記録的な不漁にはなってると思うんですよね。それとイカは御存じのとおり、スルメもホタルイカも1年、単年で終わってますんで、何か産卵時期とか、何かのところでサイクル失敗してると一気に翌年どんと下がるっていう可能性もあるのかなと。スルメイカも今年少ないのがあり、実は卵の時代に適水温っていうのが限られてて、しかも上と下で21度ぐらいの水温だったかな、その水温帯ができないと、うまいことその水温帯を漂って、ハッチ、ふ化するんだけど、上は温かいままで下のほうになって21度帯が少なくなるとか、そういったことで、漁獲の影響もあるんでしょうけど、どっちかっていうとそういう卵がうまくふ化しない、なんていう問題も指摘もされたりしてるんで、そういった意味ではちょっと温かい、日本海が温かくなる時期っていうのは、逆にその影響ってちょっとそういう意味ではよくないという報告もありますよね。なので、いろんなところがあって、ニイナも含めてなかなか難しいところが多分あるんだろうと思います。少なくなる。捕らなければ、じゃあ増えるかっていうと単純でもない。多分ニイナなんて捕ってる人間、逆にそんなにいないと思うんで、取り尽くすほどね。減った理由は、というような感じです。

議長（9番：亀谷委員）

委員の皆さん、これで終了してよろしいか。

全委員

特になし。

議長（9番：亀谷委員）

分かりました。

それでは次回委員会の開催予定はいつになるのか、事務局よりお願いします。

事務局長（栗田）

次回の海区は6月頃、島後で開催予定。議題は、R5のさば類、ずわいがにのTAC諮問などを予定している。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上をもちまして終了とします。皆様ありがとうございました。

閉会宣言

県職員として委員会に出席した者の職氏名

島根県農林水産部沿岸漁業振興課

主任

木下 光

島根県農林水産部水産課

主任

佐々木 雄基

島根県総務部隠岐支庁農林水産局水産部

部長

為石 起司

島根県総務部隠岐支庁農林水産局水産部水産課

主任

佐藤 勇介

隠岐海区漁業調整委員会事務局

事務局長

栗田 守人

書記

藤井 恵太

以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（9番：亀谷委員）

議事録署名者

6番

議事録署名者

7番